

平成26年1月31日

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成○年○月○日に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「A様のご遺族が厚生年金を受給するためには、① 請求者の平成○年度(平成○年分)の所得が年額655.5万円未満であること。② 一時的な所得があるときはこれを除いての所得が年額655.5万円未満であること。③ ①と②に該当しない場合、定年退職等の事情により近い将来(おおむね5年以内)の所得が年額655.5万円未満になることがA様の死亡前に決定していること。以上を満たしていることが必要になります。請求人様は遺族の範囲には該当しますが、A様の死亡時において所得が655.5万円以上で、おおむね5年以内に655.5万円未満となることが今回添付頂きました資料からは確認できない為、遺族年金を受給するために必要な要件を満たしておりません。よって、請求人様の遺族厚生年金は支給されません。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官(以下「審査官」

という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知)(以下「認定基準」という。))。

2 そして、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定に当たっては、認定基準により取り扱われるところ、認定基準は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、受給権者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあつては前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあつては前々年の所得)が年額

655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、当審査会も、認定基準による取扱いを不当とすべき事由は認められないとしているところである。

3 本件においては、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したこと、亡Aがその死亡の当時、老齢厚生年金の受給権者であったこと、請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは当事者間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を優に認めることができる。したがって、本件の問題点は、請求人の収入又は所得が前記2記載の認定基準所定の収入要件（以下、単に「収入要件」という。）の①ないし④のいずれかを充足するかどうか、ということである。

4 まず、亡Aが死亡したのが平成〇年〇月〇日であるから、その前年度である平成〇年分の請求人の収入についてみるに、〇〇市長作成の平成〇年分の所得証明書によると、請求人の平成〇年分の収入は給与収入〇〇万〇〇円と公的年金収入〇〇万〇〇円の合計額〇〇万〇〇円であり、所得の合計額は、〇〇万〇〇円（給与所得〇〇万〇〇円、雑所得〇〇万〇〇円）であるから、請求人が収入要件の①ないし③を充足しないことは明らかである。

5 次に、請求人が収入要件の④を充足するかどうかについて検討する。

a社（以下「a社」という。）代表社員B作成の請求人に係る雇入通知書（平成〇年〇月〇日付。以下「本件雇入通知書」という。）によれば、雇用期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、勤務場所はa社b店、仕事の内容は調剤、賃金は、基本賃金が月給〇万円、

通勤手当が〇〇円、賞与が〇月、〇月の年2回とされており、審査請求時に請求人が審査官に提出した「審査請求の趣旨および理由」と題する書面（平成〇年〇月〇日付）によれば、請求人はa社から平成〇年分として〇〇万円の給与・賞与を支給されたとされている。

本件雇入通知書記載の雇用期間の終期は平成〇年〇月〇日であり、請求人の70歳到達（平成〇年〇月〇日）後である。上記雇用期間が終了した後の請求人の処遇について本件雇入通知書には何ら記載が存しないが、70歳を超えての就労は、「〇〇」という人命・健康に密接に関連するが故に細心の注意を求められる職種の特異性も考慮すれば、必ずしも一般的であるとは言いえないこと、審理期日において請求人が、もともと65歳でa社を退職しようと思っていたところ、a社の後継者がその当時まだ若くて経験不足であったため、70歳まで勤めてほしいと依頼された経緯があつて雇用期間を延長したが、請求人が70歳になるころには後継者も十分に経験を積み請求人なくしても薬局を運営していくことはできると考えられたので、請求人としては70歳で退職する意思を持っていた旨を陳述したこと、雇入通知書に雇用期間終了後の処遇についてまで記載されていなくても、当該通知書の趣旨から見て不合理とはいえないこと、本件雇入通知書が亡Aの死亡日（平成〇年〇月〇日）より前の平成〇年〇月〇日に作成されたものであることなどを総合すれば、亡Aの死亡の当時において、請求人が平成〇年〇月〇日をもってa社を退職することが予定されていたとみるのが相当であり、そうであるならば、それ以降、請求人の年間収入が〇〇万円程度減少することが容易に推認できるのであるから、請求人は収入要件の④を充足していると認められる。

6 以上によれば、請求人には亡Aの死亡に係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は取

り消されなければならないから、主文のとおり裁決する。